

## ○厚木愛甲環境施設組合個人情報保護審査

### 会規則

(平成16年6月28日  
規則第21号)

改正 平成17年4月1日 規則第3号

(趣旨)

**第1条** この規則は、厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例(平成17年厚木愛甲環境施設組合条例第1号)第40条第8項の規定に基づき、厚木愛甲環境施設組合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(会長等)

**第2条** 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

**第3条** 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 出席委員が2人で可否同数のときは、討論の方法による。

(庶務)

**第4条** 審査会の庶務は、厚木愛甲環境施設組合事務局において処理する。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日規則第3号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に従前の厚木愛甲環境施設組合個人情報保護審査会の会

#### 第4章 組織（厚木愛甲環境施設組合個人情報保護審査会規則）

---

長である者は、この規則の施行の日に、この規則による改正後の第2条第1項の規定により厚木愛甲環境施設組合個人情報保護審査会の会長として定められたものとみなす。